

## 2020年度戦略的研究助成事業 認定事業(案)

<公募型>

No.	申請者	事業名	実施時期・場所	外部資金獲得活動	申請金額	交付金額(案)
1	研究代表者 佐々木 てる 教授	祭礼への住民参加と地域活性化に関する研究 ～ねぶた祭と阿波踊りの比較から～	時期: 2020年7月1日 ~ 2021年2月28日 場所: 青森市、徳島市、青森公立大学	有 2020(令和2)年度公益 財団法人青森学術文 化振興財団助成事業	800,000 円	200,000 円
合計					800,000 円	200,000 円

青森公立大学戦略的研究助成事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森公立大学（以下「本学」という。）における戦略的研究助成事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「戦略的研究助成事業」とは、学長が本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うことをいう。

(種類)

第3条 戦略的研究助成事業は、次の3種とするものとし、学長が決定する。

- (1) 公募型 本学専任教員を対象に募集するもの
- (2) 指名型 学長が、本学の教育研究上有意義と認める取組を行うため、教員を指名するもの
- (3) 顕彰 学長が、著しく高い研究成果であり本学の地位をも高めたと認められるものを顕彰するもの

(公募型の手続)

第4条 前条第1号に定める戦略的研究助成事業の募集は、原則として当該実施年度の春学期に行うものとし、戦略的研究助成事業申請書（様式第1号）により学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、外部資金の獲得活動を行っていないなければならない。

(意見聴取)

第5条 学長は、第3条各号の事業を決定しようとするときは、部局長会議及び教育研究審議会から意見を求めることができる。

(通知等)

第6条 学長は、前条において決定した結果について、速やかに対象者に通知するとともに、部局長会議、教育研究審議会及び教授会に報告するものとする。

(報告書の提出)

第7条 第3条第1号及び第2号により実施する事業（以下「採択事業」という。）は、終了後1箇月以内に、報告書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 採択事業の実施に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、学長が決定する。ただし、職員が生じるおそれがある場合は部局長会議において協議することができる。

(庶務)

第9条 戦略的研究助成事業に係る庶務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、戦略的研究助成事業の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から実施する。

(「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱について（平成25年5月1日制定）」の廃止)

2 「青森公立大学戦略的研究助成事業の取扱について（平成25年5月1日制定）」は廃止する

2020年5月20日

学長 香 取 薫  
(公印省略)

2020年度戦略的研究助成事業の募集について（通知）

採択について、本学の教育研究上有意義と認められるものについて、教員に対して戦略的研究費を支給し、当該教育研究活動の支援等を行うため、戦略的研究助成事業を下記のとおり募集いたします。詳細については、別添の戦略的研究助成事業取扱要領等を参照してください。

記

1 募集種類・条件等

- (1) 公募型
  - ◆本学専任教員を対象とし、外部資金の獲得活動を行っていること
- (2) 指名型（提案）
  - ◆学長が本学の教育研究上有意義と認める取組であること

2 応募方法

別添書類に必要事項を記入のうえ、下記担当へ期限内に提出してください。なお、申請書は紙ベース及び電子データ（メール）で提出してください。

3 留意事項

- (1) 公募型
  - 本事業への申請に当たっては、外部資金獲得の活動を行っている事が必要となります。
- (2) 指名型（提案）
  - 指名型とするため、外部資金の獲得活動の有無は問いませんが、提案する活動の結果が個人の研究のみならず、本学の教育研究活動上にも有意義であることが必要です。
- (3) 今回の応募状況等を考慮し、8月頃を目途に2回目の募集を予定しております。

4 提出期限

2020年6月8日（月）17:00 【厳守】

【問い合わせ】

総務企画グループ 総務企画チーム  
担 当：吉岡純平（内線：207）  
E-mail: yoshioka@b.nebuta.ac.jp